

大川市 子ども・子育て支援新制度

平成27年度 保育所・認定こども園(保育所として利用)の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額			
区分	市町村民税の課税状況等	3号認定子ども(3歳未満児)		2号認定子ども(3歳以上児)	
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)	(0)
		4,500	4,500	3,000	3,000
3	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	(5,400)	(5,500)	(4,400)	(4,500)
		5,900	6,000	4,900	5,000
4	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	8,800	9,000	7,900	8,100
		13,200	13,400	12,200	12,400
5	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	18,000	18,300	17,100	17,400
		23,600	24,000	19,600	20,000
6	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	23,600	24,000	19,600	20,000
		23,600	24,000	19,600	20,000
7	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上	23,600	24,000	19,600	20,000
		23,600	24,000	19,600	20,000

※税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

※同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

※母子家庭、父子家庭、障害者のいる世帯の場合で、区分 2 から 3 に該当する世帯の場合は、()の金額が適用されます。

※8月分までの保育料は平成 26 年度の市町村民税額、9月以降の保育料は平成 27 年度の市町村民税額により決定されます。

※この保育料のほかに、施設によって教材代、行事代などの実費徴収が必要となることがあります。

大川市 子ども・子育て支援新制度

平成27年度 認定こども園(幼稚園として利用)・新制度移行の幼稚園の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月額
区分	市町村民税の課税状況等	1号認定子ども (満3歳以上)
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	(0) 900
3	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	(4,500) 4,800
4	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	6,200
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	7,800

※税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

※同一世帯から二人以上の児童が小学校3年生まで、もしくは保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

※母子家庭、父子家庭、障害者のいる世帯の場合で、区分 2 から 3 に該当する世帯の場合は、()の金額が適用されます。

※8月分までの保育料は平成 26 年度の市町村民税額、9月以降の保育料は平成 27 年度の市町村民税額により決定されます。

※この保育料のほかに、施設によって給食代、バス代などの実費徴収や基準以上の教員配置、平均的な水準を超えた施設整備費などの特定負担額(上乘せ徴収費)が必要となることがあります。